

# 札幌市における地域生活支援拠点の整備の概要

## 第1 はじめに（札幌市における検討経過等）

- 札幌市では、国及び北海道からの方針を受け、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、平成28年度（2016年度）より地域生活支援拠点の整備に係る検討を進めてきました。
- 札幌市では、市内の関係機関が共通認識を持ってそれぞれの機能を担うとともに連携を図りながら、地域生活支援拠点の整備を行います。

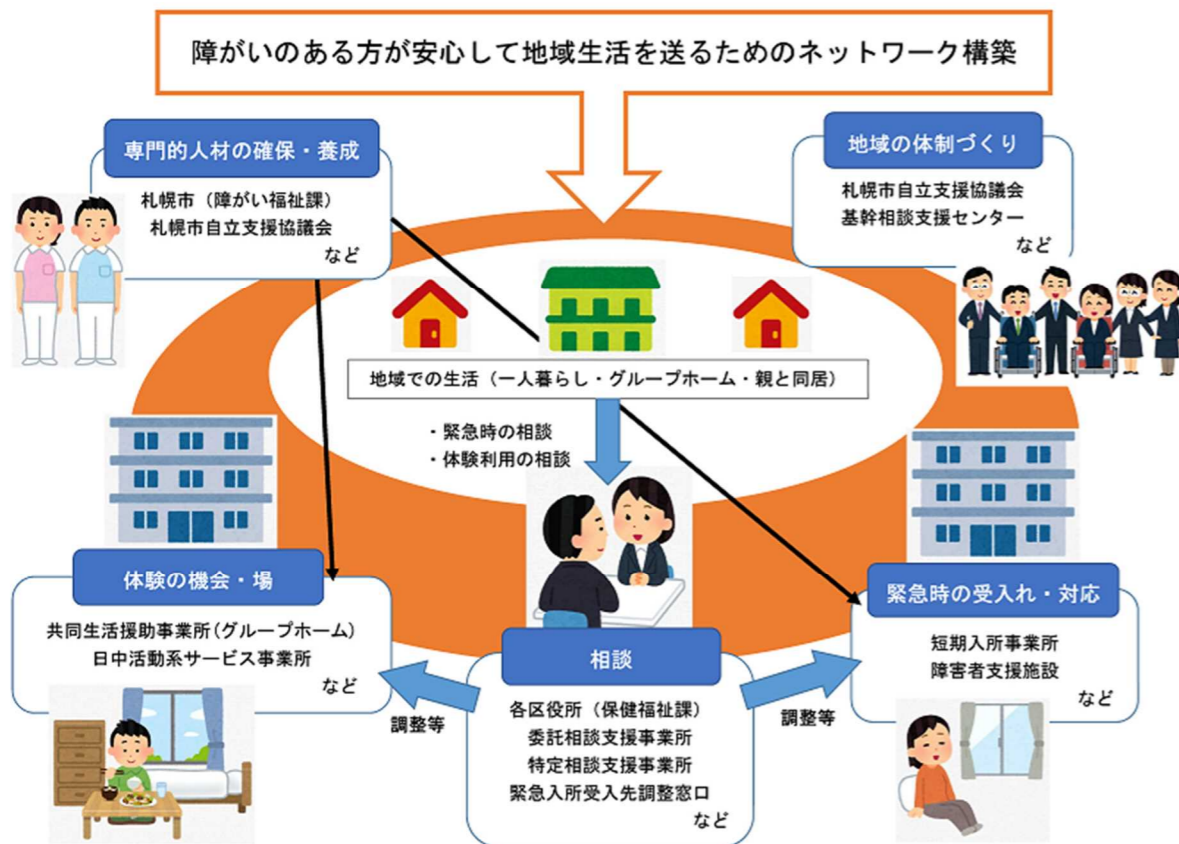
## 第2 地域生活支援拠点とは（国による定義）

- 地域生活支援拠点に必要な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5点があります。
- 地域生活支援拠点の整備の類型として、①～⑤の機能を集約した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して①～⑤の機能を担う「面的整備型」の2類型があります。

## 第3 札幌市における地域生活支援拠点整備の内容（全体像）

札幌市では、市内に必要とされる障害福祉サービス事業所等が一定以上整備されていることから、それらの既存資源等を活用し、地域における複数の障害福祉サービス事業所等や関係機関が分担して機能を担う「面的整備型」により、地域生活支援拠点を整備します。

《整備イメージ》



## 第4～8 地域生活支援拠点の機能

### ①相談

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

《主な機関》

- 札幌市、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい者虐待相談窓口等
- (仮) 緊急入所受入先調整窓口（※令和3年度開始予定）

### ②緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

《主な機関》

- 札幌市の施設整備補助により整備した短期入所事業所、札幌市身体障がい福祉事業連携協議会及び札幌市知的障がい者福祉協会に加盟する施設入所支援・短期入所事業所等
- 札幌市（短期入所等の新築整備に対する補助）

### ③体験の機会・場

地域生活への移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助事業所等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

《主な機関》

- 札幌市の施設整備補助により整備した共同生活援助事業所等
- 札幌市（共同生活援助・日中活動系サービス事業所の新築整備に対する補助）

### ④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

《主な機関》札幌市（障がい福祉課及び指定管理施設管理者）、札幌市自立支援協議会

### ⑤地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

《主な機関》札幌市自立支援協議会、基幹相談支援センター

## 第9 今後について（検証・検討）

札幌市においては、地域生活支援拠点を整備した令和3年度（2021年度）以降についても、札幌市自立支援協議会において、地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討し、さらなる充実に向け改善等を行います。特に令和3年度（2021年度）は、新たに開始する緊急入所受入先調整窓口事業について、事業開始後に見えた問題点をもとに、その対応策や人員体制の充足状況等について、重点的に検証、検討を行います。